第３次処理計画の総括　　資料３

１　目標の達成状況

図表 3-1

第３次処理計画の目標値

① １人１日当たりのごみ排出量

平成 23 年度より 8%以上を削減

平成 23 年度 813g　⇒　令和 4 年度 746g 以下

② ごみの資源化率

ごみ発生量の 25%以上を資源化

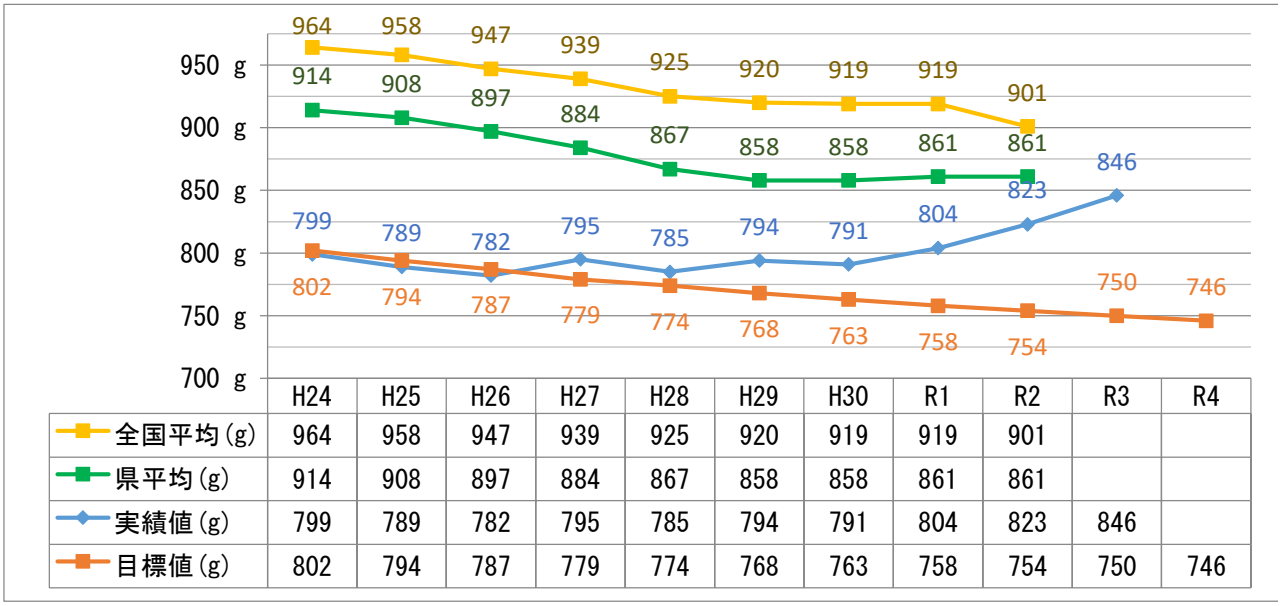
平成 23 年度 18.5%　⇒　令和 4 年度 25%以上

③ 最終処分量（埋め立て量）

平成 23 年度 2,170t　⇒　令和 4 年度 2,091t 以下

目標値と実績値の比較（1 人 1 日当たりのごみ排出量）

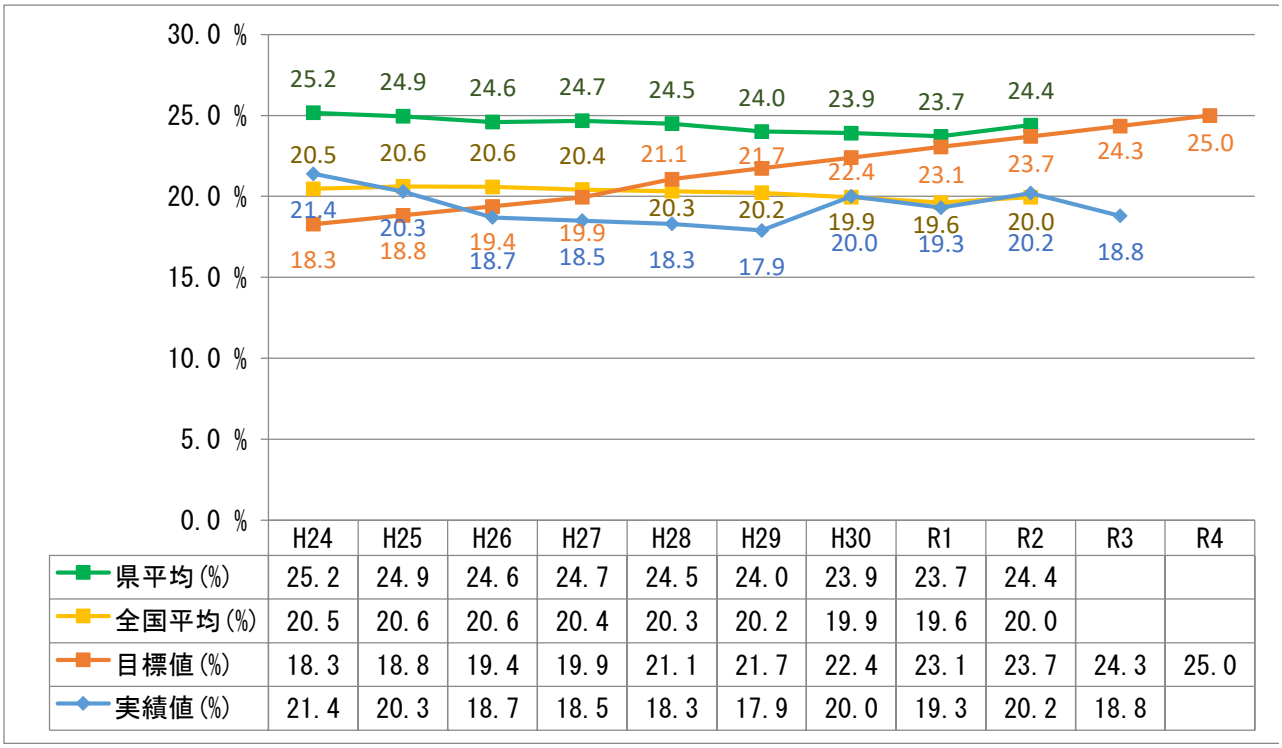
図表 3-2



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国平均(g)	964	958	947	939	925	920	919	919	901		
県平均(g)	914	908	897	884	867	858	858	861	861		
実績値(g)	799	789	782	795	785	794	791	804	823	846	
目標値(g)	802	794	787	779	774	768	763	758	754	750	746

目標値と実績値の比較（ごみの資源化率）

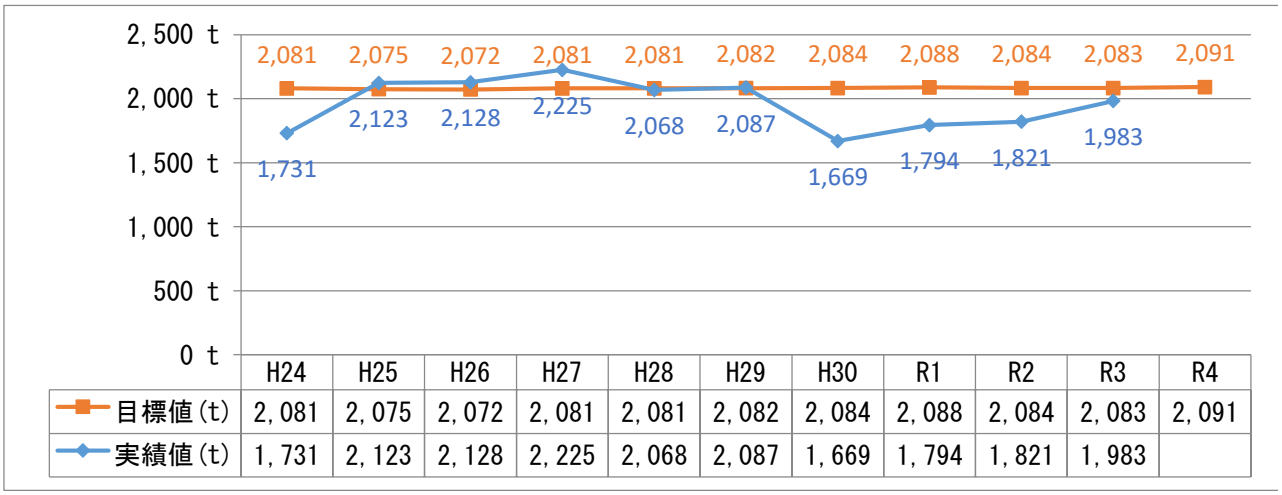
図表 3-3



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県平均(%)	25.2	24.9	24.6	24.7	24.5	24.0	23.9	23.7	24.4		
全国平均(%)	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0		
目標値(%)	18.3	18.8	19.4	19.9	21.1	21.7	22.4	23.1	23.7	24.3	25.0
実績値(%)	21.4	20.3	18.7	18.5	18.3	17.9	20.0	19.3	20.2	18.8	

目標値と実績値の比較（最終処分量（埋め立て量））

図表 3-4



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値(t)	2,081	2,075	2,072	2,081	2,081	2,082	2,084	2,088	2,084	2,083	2,091
実績値(t)	1,731	2,123	2,128	2,225	2,068	2,087	1,669	1,794	1,821	1,983	

２　取組施策の総括

取組	実施状況
１　発生抑制･排出抑制の推進	
（１）ごみ減量への意識啓発及び教育の充実	
① 子どもに対する環境教育の推進	・環境センター施設見学の実施 ・小中学校に環境に関するポスターコンクールの実施を依頼。
② 意識啓発活動の推進	・広報紙やホームページ、エコだより等の情報発信 ・出前講座の実施
③ エコ･ショップ認定制度の充実	・エコ･ショップ認定制度のＰＲと活用
④ パートナー収集の実施	・ごみの排出が困難な世帯に対するパートナー収集の継続実施
⑤ 美化活動の推進	・市内一斉美化運動及び地域美化活動の継続実施
（２）ごみの発生抑制･排出抑制に向けた取り組み	
① ごみダイエット･チェックシートの普及･促進	・「ごみダイエット･チェックシート」の活用、普及･促進
② マイバック運動の推進	・マイバック推進キャンペーンの継続実施
③ コンテナ収集地域の拡大	・コンテナの配布、利用ルールの周知
④ ペットボトル回収用ネット袋の普及･拡大	・ネット袋の配布、利用ルールの周知
⑤ 事業系ごみの排出者指導	・事業者向けのリーフレットの作成
⑥ 生ごみの水切り排出の促進	・啓発品（水切り器）の配布
⑦ ごみ処理有料化の検討	・東埼玉資源環境組合構成市町との情報交換に努めた。

２　ごみ資源化の推進	
① 生ごみ処理機の普及･促進	・生ごみ処理容器(コンポスト容器等)に対する助成制度の継続実施
② 資源回収の促進	・制度の継続実施 ・ごみ減量説明会の開催
③ 雑がみリサイクルの推進	・説明会等において紙の分別方法等の周知 ・啓発品（雑がみ回収袋）の配布
⑤ 廃家電製品のリサイクル	・平成 18 年 6 月から民間業者への委託により、廃家電製品のリサイクルを実施
⑥ リサイクルシステムの確立	・資源回収ボックスの設置
⑦ 剪定枝･刈草の資源化の促進	・東埼玉資源環境組合堆肥化施設及び環境センターへの直接搬入の推進

取組	実施状況
3　適正処理の推進	
① 事業者に対する適正処理の指導	・東埼玉資源環境組合に搬入した可燃ごみの中に産業廃棄物を混入した事業者に対する指導の実施
② 不法投棄対策の実施	・被害を受けている場所の土地所有者や管理者への指導、投棄物の早期撤去の依頼 ・不法投棄防止看板の作成及び配布
③ 資源物持ち去り防止対策の実施	・ごみ集積所に持ち去り禁止看板の設置
④ 災害廃棄物等の適正処理体制の構築	・災害廃棄物処理計画の改定（平成 30 年 3 月）
4　効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築	
① ごみ処理体制の見直し	・吉川美南駅周辺開発を勘案し、収集運搬車両・人員の配置や収集回数の変更など、見直しを検討した。
② 清掃作業の直営と民間委託の見直し	・市直営の作業員の減少もあり、一部のごみ収集について、委託へのシフトを進めた。
③ 許可業者に対する指導と研修	・本市の許可業者に対し、適宜指導を実施
④ 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発	・不適正なごみの出し方を発見した際は聴取し指導等を実施
⑤ 作業員に対する安全教育	・毎年定期的に委託業者会議を実施し、委託業者に対して交通規則の遵守・安全運転等の徹底を求めている。

5　環境負荷の低減化に対する取り組み	
① ごみ収集車による環境負荷の低減化	・収集効率の改善、ごみ収集車両の適切な維持管理等により、ごみ収集車の走行に伴う環境負荷の低減化に努めた。
② ごみ処理による環境負荷の抑制	・ごみの排出抑制、ごみ処理施設の適切な維持管理等により、ごみ処理に伴う環境負荷の抑制に努めた。
③ 温室効果ガス排出抑制対策の実施	・ごみの減量化、資源化の推進により焼却量の低減、収集運搬の効率化等により、温室効果ガスの排出量の削減を目指した。
④ 3R（ﾘﾃﾞｭｰｽ、ﾘﾕｰｽ、ﾘｻｲｸﾙ）等の啓発活動の拡充	・出前講座等において 3R（ﾘﾃﾞｭｰｽ、ﾘﾕｰｽ、ﾘｻｲｸﾙ）等の普及･啓発に努めた。
⑤ グリーン（エコ）商品の利用促進	・市役所では、引き続きエコオフィス吉川（第 5 次吉川市環境配慮率先実行計画）の実施に努めた。

取組		実施状況
６　市民・事業者・行政の連携促進		
	① 廃棄物減量等推進員制度のさらなる活用	・ご廃棄物減量等推進員に対して、市の清掃事業についての理解を深めてもらうため、委嘱時に研修会を継続的に開催した。
	② ごみ減量等ネットワークの構築	・市民･事業者･行政三者におけるネットワークを構築し、ごみ減量･資源化活動のための協働体制･組織づくりの検討には至らなかった。

３　課題の整理

（１）発生・排出抑制の推進

新型コロナウイルス感染症の流行以降、本市においてはごみの排出量の増加が顕著となっております。ごみの発生抑制、減量化、再使用に係る取り組みを今後も継続・拡充し、市民や事業者の協力を促す必要があります。また、食品ロスの削減の推進に向けた取り組みやプラスチックごみの削減に向けた取り組みが求められております。

（２）分別徹底・適正排出・資源化の推進

組成調査結果によれば、燃やすごみのうち、プラスチックが占める割合は、家庭系ごみでは約 5～6 割、事業系ごみでは約 4 割で、紙類が占める割合は、家庭ごみでは約 1 割、事業系ごみでは約 3 割で、布類も一定割合を占めております。これらの中には、資源化可能なものが含まれていると考えられるため、排出段階における資源とごみの分別徹底を推進し、資源化の推進を進める必要があります。また、ごみ集積所では、分別ルールが守られていないことがあるため、分別ルールの順守が求められます。

（３）安定的・効率的なごみ処理体制・施設の整備

本市においては、吉川美南駅東口周辺地区において土地区画整理事業が進捗中であり、今後は住宅地が形成され、ごみの収集範囲が拡大することから、ごみ収集体制の見直しを検討する必要があります。

また、本市の環境センターは稼働から 30 年近く経過することから、施設の老朽化に対応するための修繕計画や計画的な更新事業を実施していく必要があります。

（４）災害廃棄物の処理体制の構築

本市においては、平成 30 年 3 月に吉川市災害廃棄物処理計画を改定したところですが、災害時に発生する廃棄物の処理には多くの課題があることから、平常時から災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施について取り組む必要があります。